

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 29 年佐倉市条例第 13 号）の制定

平成 29 年 5 月 16 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

専決第 20 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

平成 29 年 3 月 31 日

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第13号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第14項中「第28項若しくは第45項」を「第27項、第39項若しくは第42項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。